

平成25年7月29日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 松木 健一

規約の一部変更について

公告の方法に係る規約の一部変更について、平成25年7月24日付で近畿厚生局長より認可がありましたので、ここに公告します。

規 約

新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
第7章 公告 (公告の方法) 第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の <u>掲示板及びホームページ</u> に掲示する。	第7章 公告 (公告の方法) 第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合 <u>及び事業所の掲示板</u> に掲示する。
附 則 この規約は、平成25年8月1日から施行する。	

以上